



## 報道発表資料

山形労働局 発表  
平成29年12月22日（金）

担当	山形労働局労働基準部賃金室 賃金室長 櫻井 治 賃金指導官 滝川 純子 電話 023-624-8224
----	--

報道関係者各位

### 改正山形県特定（産業別）最低賃金が12月25日発効 —4つの産業すべて18円UP—

山形労働局長（局長：<sup>にわやまよしひろ</sup>庭山佳宏）は、地域別最低賃金（739円：本年10月6日発効済）よりも高い最低賃金を定めることが必要と認めた4産業の山形県特定（産業別）最低賃金について、山形地方最低賃金審議会（会長：<sup>やまかみあきら</sup>山上朗 弁護士）の答申（本年10月25日）を受け金額等の改正決定をしていましたが、本年12月25日からその効力が発生します。

平成29年度の改正金額は、「ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、他に分類されないはん用機械・装置、化学機械・同装置、真空装置・真空機器製造業」が816円（引上げ額18円）、「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」が800円（同18円）、「自動車・同附属品製造業」が815円（同18円）、「自動車整備業（自動車分解整備の業務に従事する者に限る）」が819円（同18円）となります。（別添1参照）

これにより、本年12月25日以降は、山形県内の4産業で事業を営む使用者（4産業計で約1,600事業場）及びその産業の「基幹的労働者」（4産業計で約30,000人）に改正金額が適用され、この額を下回る賃金の支払いは、最低賃金法に違反することになります。

（別添2参照）

（参考）

別添1 特定（産業別）最低賃金

別添2 特定最低賃金について